

# 1 「いじめ」とは

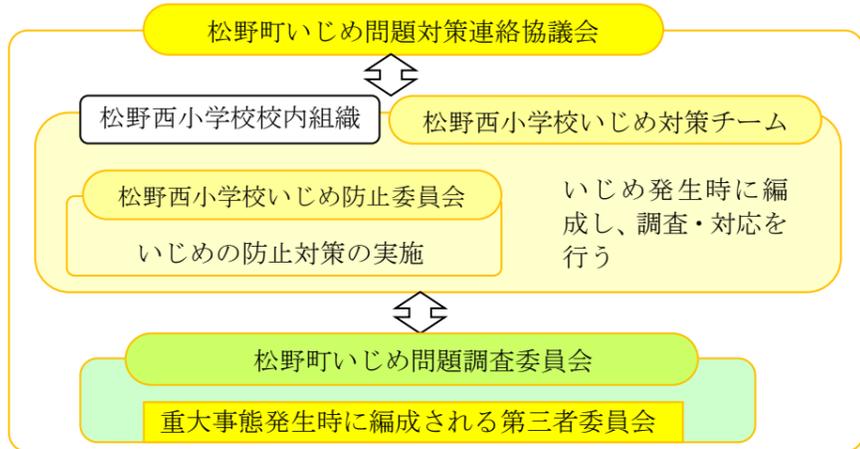
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。  
 （「いじめ防止対策推進法」より 平成 25 年 6 月 28 日）  
 （「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」平成 29 年改定）

松野西小学校は、一人一人の児童を大切に守り、一人一人が輝けるように、保護者や地域の皆様と共に児童をしっかりと育てたいと思います。  
 松野西小学校では、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」と「組織的対応」に的確に取り組めます。  
 次の「いじめ」についての共通認識の下、「いじめ」のない学校をめざします。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

# 2 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編成

いじめの防止等に関する取組を具体的、実効的に行うため、校内に校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、特別活動主任、養護教諭、SSWによる「松野西小学校いじめ防止委員会」を設置します。また、いじめが発生した場合は、学級担任の他、必要と認められる教職員を加え、「松野西小学校いじめ対策チーム」を編成します。  
 重大事態等、いじめの状況に応じて町内の組織に協力を求めます。



# 3 いじめの未然防止

松野西小学校は、生徒指導<sup>1</sup>、入権・同和教育、集団づくりの理念を大切にし、次のことを実践します。

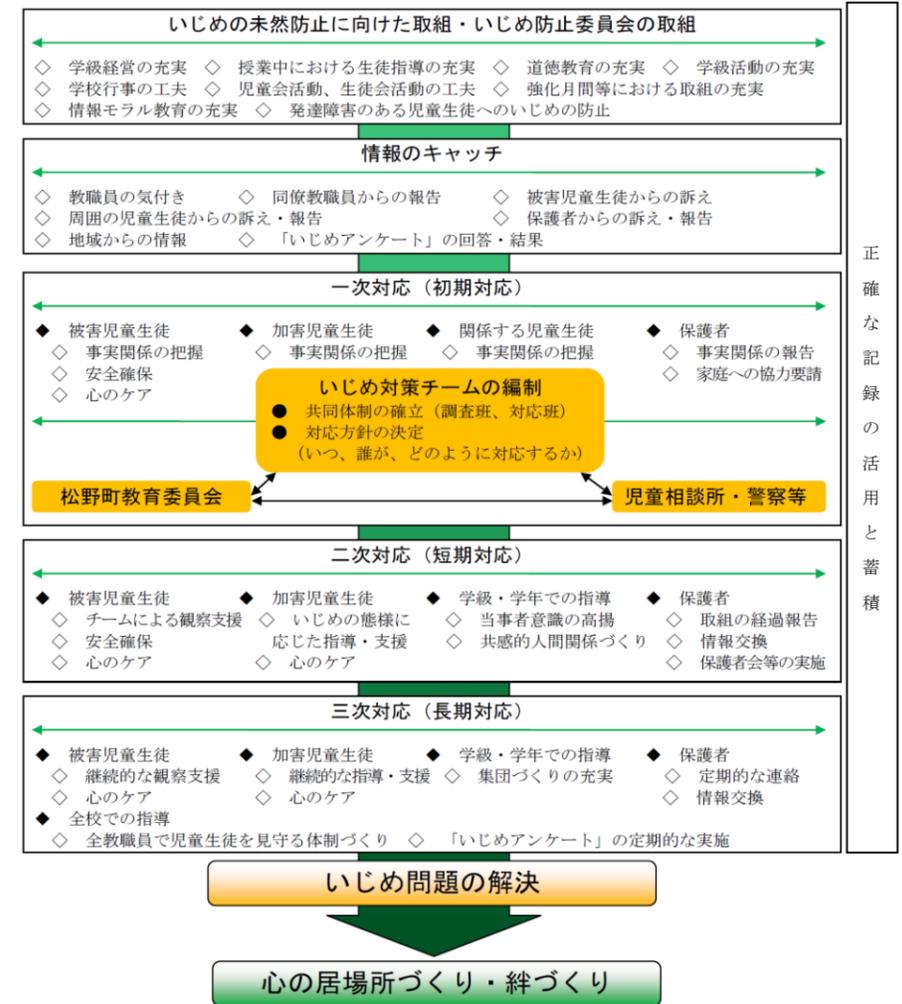
- (1) 学級経営の充実
  - ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う、楽しい学級をつくる。
  - イ 児童の規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
  - ウ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。
  - エ 集団生活のルールを定め、年間を通じて継続的に指導を行う。また、粘り強く毅然とした指導を徹底し、教師自らが範を示す。
  - オ 学校生活アンケート、教育相談、日常の表情や体調の変化、欠席・遅刻・早退などから、兆候を素早くつかみ早期対応につなげる。
  - カ アンケートで児童や保護者、地域の声を生かした学級経営になっているか定期的に見つめ直し、点検しながらすすめる。
- (2) 授業中における生徒指導の充実
  - ア 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童の学力を高め、児童との信頼関係を深める。
  - イ 集団への関わりに消極的な児童には、教師が適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。
- (3) 道徳教育の充実
  - 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げ、いじめを許さない心情、実践意欲、態度を育てる授業を行う。
- (4) 特別支援教育の充実
  - 特別支援教育の充実を図り、人権の大切さを指導し、お互いの個性や違いを認め、誰もが安心して生活できる居場所をつくる。
- (5) 学級活動の充実
  - 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を学級の全員で解決を図るとともに、いじめの問題等に直面した時の対応の方法を身に付けさせる。
- (6) 学校行事の工夫
  - 児童の達成感や感動、人間関係の深化が得られるような縦割り班活動や全校活動を企画し、自己有用感を味わわせる。
- (7) 児童会活動の工夫
  - 児童が主体となって挨拶運動に取り組み、温かい人間関係の集団づくりを行い、いじめに向かわない風土をつくる。
- (8) 生命尊重の教育の充実
  - 学年の発達段階に応じて生命や人権を尊重する取組やいじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

# 4 いじめの早期発見

いじめは大人の見えないところで行われていることや、親に心配をかけたくないなどの心理から、見えにくかったり、いじめられている本人からの訴えが少なかったりします。そこで、次のことを通じて、いじめの早期発見に努めます。

- (1) 学級担任と児童との日常の交流を通しての発見
- (2) 全校体制による教職員の目による発見
- (3) 保護者との連携による発見
- (4) アンケート調査の実施と教育相談を通じた実態把握
- (5) SSWとの相談からの発見

# 5 いじめの早期対応・組織的対応



一人一人の児童が、学校生活を楽しいと感じることが大切です。私たち教職員は、そのような松野西小学校を目指しています。

**事実関係の把握**

1) 聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。

- ◇ 誰が誰をいじめているのか? [加害者と被害者の確認]
- ◇ いつ、どこで起こったのか? [時間と場所の確認]
- ◇ どのような内容のいじめか? どのような被害を受けたのか? [内容]
- ◇ いじめのきっかけは何か? [背景と要因]
- ◇ いつ頃から、どれくらい続いているのか? [期間]

※ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

※ 必要があればアンケートを実施する。

(2) 事実確認は、被害、加害、関係する児童を個別に同時進行で行う。

※ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。

(3) 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

※ 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応をする。また、該当児童、保護者への対応には、十分な配慮をします。

◆ 被害児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できることを知らせる。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

◆ 加害児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

◆ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

◆ 被害児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 保護者の意見や要望を聞くと共に、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのようなささいなことでも相談するよう伝える。

◆ 加害児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

6 重大事態への対応

松野西小学校いじめ対策チームの調査により、重大事態と認められるとき、校長は「松野町いじめ問題調査委員会」の設置を松野町教育委員会に求め、必要な調査ができるよう連携を図ります。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視します。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「いじめ防止対策推進法」より 平成 25 年 6 月 28 日)

また、学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童に対して懲戒(体罰とは異なります)を加えることができます。さらに、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害児童及びその保護者に対して、出席停止の措置を速やかに講ずることができます。

また、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について保護者との協議を行い、弾力的に対応します。

7 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間計画のもと、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

月	活動内容
4月	松野西小いじめ防止委員会設置 校内研修(松野西小学校いじめ防止基本方針の確認) 年間指導計画への位置づけ・学級づくり等
5月	松野西小いじめ対策チームの編成 学校運営協議会
8月	夏季休業中の校区巡回・個別指導
2学期	松野町森の国子ども大会議
10月	西小えがおの子ども会議
11月	括弧運営協議会
12月	冬季休業中の校区巡回・個別指導
1月	仲間づくり等の活動
2月	学校運営協議会 児童生徒をまもり育てる会
3月	今年度の活動のまとめ・次年度の計画
通年	学校生活アンケート実施(年6回) 教育相談(年3回以上)

8 いじめで困ったら、まず相談

松野西小学校以外でも、いじめに関する相談を受け付けています。

松野町教育委員会	42-1118	月～金曜日 8:30-17:15
愛媛県総合教育センター	089-963-3986	月～金曜日 8:30-17:15
いじめ相談ダイヤル 24	0120-0-78310	24時間受付



【保護者・地域の皆様へ】

松野西小学校いじめ防止基本方針



私たちは全力で、子どもを守ります!

松野町立松野西小学校

〒798-2101 北宇和郡松野町大字松丸 166 番地 1

TEL(0895)42-0004 FAX(0895)42-2101

★ 日々の様子は下記ホームページをご覧ください。

<https://matsunonishi-e.esnet.ed.jp/>